

御伝鈔 卷下

第一段 師資遷謫

浄土宗興行によつて、聖道門廃退す。

浄土宗が世に広まったことにより、聖道門の諸宗が衰えていった。

これ空師（源空）の所為なりとて、

奈良の興福寺や比叡山延暦寺の高位の学僧たちは、これは源空聖人のせいであるとし、

たちまちに罪科せらるべきよし、南北の碩才憤りまうしけり。

すみやかに処罰すべきであると怒りを込めて訴え出た。

『顕化身土文類』の六にのたまはく、

『顕浄土真実教行証文類』の第六卷「化身土文類」には、親鸞

聖人が次のように仰せになっている。

「ひそかにおもんみれば、聖道の諸教は

「わたしなりに考えてみると、聖道門のそれぞれの教えは、

行証ひさしく廃れ、

行を修めさとりを開くことがすたれて久しく、

浄土の真宗は証道いま盛んなり。

浄土真宗の教えは、さとりを開く道として今盛んである。

しかるに諸寺の釈門、教に昏くして真仮の門戸を知らず、

しかし、諸寺の僧侶たちは、教えに暗く、何が真実で何が方便で

あるかを知らない。

洛都の儒林、行に迷つて邪正の道路を弁ふることなし。

朝廷に仕えている学者たちも、行の見分けがつかず、よこしまな

教えと正しい教えの区別をわきまえない。

ここをもつて興福寺の学徒、太上天皇「諱尊成、後鳥羽院と号す」

このようなわけで、興福寺の学僧たちは、後鳥羽上皇・

今上「諱為仁、土御門院と号す」聖曆、承元丁卯歳、

土御門天皇の時代、承元元年二月上旬、

仲春上旬の候に奏達す。

朝廷に専修念仏の禁止を訴えたのである。

主上臣下法に背き義に違し、忿りをなし怨を結ぶ。

天皇も臣下のもものも、法に背き道理に外れ、怒りと怨みの心をいだいた。

聖道門…この世で悟りを開いて仏になろうとする自力修行の道。

顕化身土文類…親鸞聖人の主著『教行信証』の第六卷のこと。

洛都の儒林…京都の儒学者

後鳥羽院…一一八〇―一二三九。
土御門院…一一九五―一二三一
承元丁卯歳…一二〇七

これによりて真宗興隆の大祖源空法師ならびに門徒数輩、

そこで浄土真宗を興された祖師源空聖人をはじめ、その門下の数人について、

罪科を考へず、みだりがはしく死罪に坐す。

罪の内容を問うことなく、不当にも死罪に処し、

あるいは僧の儀を改め、姓名を賜って遠流に処す。

るいは僧侶の身分を奪って俗名を与え、遠く離れた土地に流罪るざいに処した。

予はその一つなり。しかればすでに僧にあらず、俗にあらず。

あわたしもその一人である。だから、もはや僧侶でもなく俗人でもない。

このゆゑに禿の字をもつて姓とす。

このようなわけで、《禿く》の字をもつて自らの姓としたのである。

空師ならびに弟子等、諸方の辺州に坐して

源空聖人とその門弟たちは、遠く離れたさまざまな土地へ

五年の居諸を経たり」と云々。

流罪となつて五年の歲月を経た」

空聖人罪名藤井元彦、配所土佐国「幡多」

源空聖人は罪人としての名を藤井元彦ふじいのもとひこ、土佐の国の幡多に流罪とされ、

鸞聖人（親鸞）罪名藤井善信、配所越後国「国府」

親鸞聖人は罪人としての名を藤井善信、越後の国の国府に流罪とされた。

このほか門徒、死罪流罪みなこれを略す。

この他に死罪や流罪とされた門弟たちもいたが、今は略する。

皇帝「諱守成、佐渡院と号す」聖代、建曆辛未歳、子月中旬

第七日、

そして順徳天皇じゆんとくてんのうの時代、建曆元年十一月十七日、

岡崎中納言範光卿をもつて勅免。

岡崎中納言範光卿おかせのちゆうなごんのりみつのみやうより赦免の勅命が下された。

このとき聖人右のごとく禿の字を書きて奏聞したまふに、

そのとき、親鸞聖人が前述の通り「禿」の字を自らの姓とするよう朝廷に申し出られたところ、

陛下叡感をくだし、侍臣おほきに褒美す。

天皇は深く感心しておほめになり、臣下たちも大いにほめたたえたのである。

勅免ありといへども、かしこに化を施さんがために、

赦免の勅命を受けた後も、聖人はその地の人々を教え導くため、

僧にあらず、俗にあらず
：非僧非俗。親鸞聖人
自身の立場の表明。

禿の字：親鸞聖人は自
身を「愚禿釈親鸞」と名
乗られた。

居諸：年月。

佐渡院：順徳天皇（一
一九七―一二四二）。
建曆辛未：一二二一
年。親鸞聖人三九歳。

岡崎中納言範光：式部
少輔三位範兼の子息。

なほしばらく在国したまひけり。

もうしばらくとどまっておられた。

【概要】

念仏を批判する者たちによって、法然聖人と親鸞聖人は流罪に処せられる。

・専修念仏を批判した主な勢力…比叡山（天台宗）や興福寺（法相宗）の学僧。

度重なる専修念仏禁止の訴えの末、念仏宗は罰せられ、四名の死刑・八名の流罪が言い渡される。親鸞聖人はその中の一人であったことから、当時の教団の中でも有力な門弟であったと想像される。

【死刑】

- ① 西意善綽房
- ② 性願房
- ③ 住蓮房
- ④ 安楽房

【流罪】

- ① 法然…俗名藤井元彦、土佐国（実際は讃岐国塩）
- ② 親鸞…俗名藤井善信、越後国
- ③ 浄聞房… 備後国
- ④ 澄西禅光房… 伯耆国（鳥取県）
- ⑤ 好覚房… 伊豆国
- ⑥ 行空法本房… 佐渡国（新潟県佐渡市）
- ⑦ 幸西成覚房… ※遠流となるも無動寺善題の預かりとなる
- ⑧ 善恵房證空… ※遠流となるも無動寺善題の預かりとなる

第二段 稲田興法

聖人（親鸞）越後国より常陸国に越えて、

親鸞聖人は、越後の国から常陸の国に移られ、

笠間郡稲田郷といふところに隠居したまふ。

かさまぐんいなだしやう
笠間郡稲田郷という地に隠居された。

幽棲を占むといへども道俗あとをたづね、

静かに住まわれていたが、出家のものも在家のものも次々と訪れ、

蓬戸を閉づといへども貴賤ちまたにあふる。

門戸を閉ざしていても、辺りは身分を問わず多くの人々であふれた。

仏法弘通の本懐ここに成就し、

仏法を世に広めるといふ本意がここにかない、

衆生利益の宿念たちまちに満足す。

人々を救うという長年の思いがすみやかに満たされたのである。

このとき聖人仰せられてのたまはく、「救世菩薩の告命を受けし

このとき聖人は、「かつて救世観音菩薩から受けた

いにしへの夢、すでにいま符合せり」と。

夢のお告げが、今まさにその通りになっている」と仰せになった

常陸国笠間郡稲田郷：

現在の茨城県笠間市稲

田町。

幽棲を占む…ひっそりかくれ住む。

蓬戸を閉じる…戸を閉じる。すなわち人との関わりを絶つ。

救世菩薩の告命…上巻、第三段に出てきた夢のお告げを指す。

【概要】

流罪が許された親鸞聖人が、越後国国府から関東に移り、稲田というところを拠点に、仏法をお伝えになられた。関東でのご教化は二〇年にものぼる。

※夢のお告げ

行者宿報設女犯

《もし行者が過去からの因縁により女犯の罪を犯してしまうなら、

我成玉女身被犯

わたしが美しい女の身となりそのものの相手となろう。

一生之間能莊嚴

そして一生の間よくそのものを支え、

臨終引導生極楽」といへり。

臨終には導いて極楽に往生させよう》

第三段 弁円清度

聖人（親鸞）常陸国にして専修念仏の義をひろめたまふに、親鸞聖人が、常陸の国で専修念仏の教えを説き広められたところ、おほよそ疑謗の輩は少なく、信順の族はおほし。

疑い謗るものはわずかであり、信じしたがうものが多かった。しかるに一人の僧「山臥と云々」ありて、

しかし、修験道しゅげんどうを修める一人の山伏がおり、ややもすれば仏法に怨をなしつつ、

何かにつけて念仏の教えに敵意をいただき、結句害心をさしはさみて、聖人をよりよりうかがひたてまつる。

ついには聖人に危害を加えようと、折に触れその動向をうかがっていた。

聖人板敷山といふ深山をつねに往反したまひけるに、

聖人が板敷山という奥深い山を常に行き来しておられたので

かの山にして度々あひまつといへども、

その山でたびたび待ち構えていたが、

さらにその節をとげず。

行き違いでなかなかその機会を得られないでいた。

つらつらこの参差を案ずるに、すこぶる奇特のおもひあり。

そのことをよくよく考えてみると、何とも不思議に思えてならない。

よつて聖人に謁せんとおもふこころつきて、

そこで、聖人に直接会おうと思ひ立ち、

禅室にゆきて尋ねまうすに、聖人左右なく出であひたまひけり。

住坊を訪ねると聖人はためらいもなく出てこられた。

すなはち尊顔にむかひたてまつるに、

そのとき、聖人のお顔をまのあたりにすると、

害心たちまちに消滅して、

危害を加えようという思いはたちまち消え失せ、

あまつさへ後悔の涙禁じがたし。ややしばらくありて、

そればかりか後悔の涙がとめどなくあふれ出た。しばらくして、

ありのままに日ごろの宿鬱を述すといへども、

これまで積み重ねてきた思いをありのままに打ち明けたが、

聖人またおどろける色なし。

聖人は少しも驚かれた様子はなかった。

山臥…山伏のこと。

板敷山…茨城県筑波山地にある山。

参差…行き違い。

禅室…仏道修行をする室。住持の住居。

たちどころに弓箭をきり、刀杖をすて、

その山伏は、その場で弓矢を折り、刀や杖の武具を捨て、
頭巾をとり、柿の衣をあらためて、仏教に帰しつつ、

修験道で身に着ける頭巾や柿色の衣を脱ぎ捨て、仏教に帰依して
僧となり、

つひに素懐をとげき。不思議なりしことなり。

ついには浄土往生の思いを遂げたのである。まことに不思議なこ
とである。

すなはち明法房これなり。聖人（親鸞）これをつけたまひき。

この僧とは明法房みよほうぼうのことであり、その名は聖人がおつけになった
ものである。

柿の衣…柿渋で染めた
衣。山伏がよく着た。

明法房…弁円のこと。

【概要】

山伏弁円は親鸞聖人を殺害しようと企むが、聖人の顔を見た途端に改心し、弟子と
なった。

・この一段では、親鸞聖人を殺害しようとしたのは「一人の僧 山伏」とあるのみで、
「弁円」という名前は出されていない。この「弁円」という通称は、江戸時代以降の
伝承ではないかと考えられている。

第四段 箱根靈告

聖人（親鸞）東関の堺を出でて、華城の路におもむきましましけり。

親鸞聖人は、関東の地を出発し、京都への旅路におつきになった。

ある日晩陰におよんで箱根の嶮阻にかかりつつ、

ある日、日暮になって箱根の険しい山にさしかかり、

はるかに行客の蹤を送つて、やうやく人屋の柩にちかづくに、

人の歩いた跡を頼りに道を進み、ようやく人家が見えてきたのは、

夜もすでに暁更におよんで、月もはや孤嶺にかたぶきぬ。

すでに明け方近く、月も傾き山に隠れようとする頃だった。

ときに聖人歩み寄りつつ案内したまふに、

そこで、聖人がその人家を訪れて案内を請うたところ、

まことに齡傾きたる翁のうるはしく装束したるが、

立派な装束しょうぞくを身に着けたかなり高齢の老人が、

いとこととなく出であひたてまつりていふやう、

すぐさま出てきて次のようにいった。

「社廟ちかき所のならひ、巫どもの

「お社近くのならわしとして、権現ごんげんさまにお仕えるものたちは、

終夜あそびしはんべるに、翁もまじはりつるが、

夜通し神樂かぐらを勤めます。わたしもそこにおりましたところ、

いまなんいささか仮寝はんべるとおもふほどに、

今しがたうとうと眠ったらしく

夢にもあらず、うつつにもあらず、権現仰せられていはく、

夢かうつつか定かでない中に、権現さまが

へただいまわれ尊敬をいたすべき客人

《わたしが敬っている客人が、

この路を過ぎたまふべきことあり、

いまこの道を過ぎようとしておられる。

かならず慇懃の忠節を抽んで、

必ずきちんと礼節を尽くし、

ことに丁寧の饗応をまうくべし」と云々。

特に心を込めてもてなすがよい」とお告げになったのです。

示現いまだ覚めをはらざるに、

そのお告げから、まだ覚め終らないうちに、

貴僧忽爾として影向したまへり。

にわかにあなたがお姿を現されました。

なんぞただ人にましますさん。

どうしてただ人でいらっしやるでしょうか。

華城…花の都。京都。

嶮阻…道が険しいさま。

柩…とびら。

社廟…(箱根権現の)やしろ。

権現…箱根権現。箱根神社の神。

神勅これ炳焉なり、感応もつとも恭敬すべし」といひて、

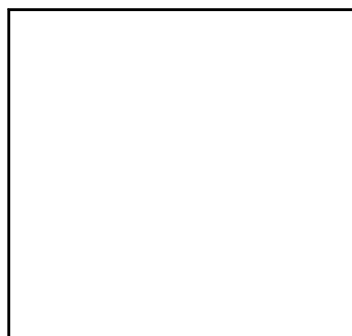
権現さまのお告げは明らかであり、仰せの通りあつく敬わねば
りません」

尊重屈請したてまつりて、

そして、丁重に聖人を招き入れ、

さまざまに飯食を粧ひ、いろいろに珍味を調へけり。

さまざまな素晴らしい食べ物色々あつらえてもてなしたの
あつた。



な
で

【概略】

親鸞聖人が関東から京都へ帰る途中、箱根権現の神官の館で歓迎を受けた。

※ご絵伝に描かれる親鸞聖人のお弟子は、顕智上人・専信房・西念房・平太郎などの
諸説があります。いずれも有力な関東のご門弟がたです。

箱根権現社は、今では箱根神社といいますが、昔は神仏習合の神として修験道の中
心に信仰されていました。箱根権現の本地は、弥勒菩薩・観音菩薩・文殊菩薩である
と言われています。いずれも阿弥陀如来に關係の深い菩薩さまがたです。

第五段 熊野靈告

聖人（親鸞）故郷に帰つて往事をおもふに、

親鸞聖人がふるさとの京都に戻り、過ぎし日々を振り返ると
年々歳々夢のごとし、幻のごとし。

すべては移りゆく夢幻のようであった。

長安・洛陽の棲も跡をとどむるに懶しとて、

京都でのお住まいも、跡を残すことを望まないことから、
扶風馮翊とどこどこに移住したまひき。五条西洞院わたり、

右京や左京を転々としておられたが、五条西洞院辺りでは、
これ一つの勝地なりとて、しばらく居を占めたまふ。

良き地としてしばらくとどまつておられた。

このごろ、いにしへ口決を伝へ、面受をとげし門徒等、

その頃、かつて関東で念仏の教えを直接受けた門弟たちが、
おのおの好を慕ひ、路を尋ねて参集したまひけり。

それぞれに聖人を慕つて遠路はるばる集まつてこれられ、
そのころ常陸国那荷西郡大部郷に、平太郎なにがしといふ庶
民あり。

その中に、常陸国那荷西郡大部郷の平太郎というものがいた。
聖人の訓を信じて、もつぱらふたごころなかりき。

聖人の仰せにしたがい、念仏の教えをひとすじに信じていたが、
しかるにあるとき、件の平太郎、所務に駈られて熊野に詣すべしとて、
あるとき領主の従者として熊野に参詣しなければならぬことになり、
ことこのよしを尋ねまうさんがために、聖人へまゐりたるに、

その是非をお尋ねするために聖人を訪ねてきたのである。

仰せられてのたまはく、「それ聖教万差なり、

聖人は、次のように仰せになった。「聖教にはさまざまな教えが
説かれていゝる。

いづれも機に相応すれば巨益あり。

どの教えも、それを聞くものにふさわしいものであれば、大いに
利益がある。

ただし末法の今の時、聖道門の修行においては成すべからず。

しかし末法の世の今、聖道門の行を修めることによりさとりを得
ることは、とてもできない。

すなはちへ我末法時中億々衆生

すなわち『安樂集』に、『末法の世には、どれほど多くのものが

長安・洛陽：中国の都。
転じて京都を指す。扶
風馮翊：中国の地名。
転じて右京と左京を指
す。

平太郎：関東の門弟。
後に真仏と名乗り、真仏
寺を開いたと言われる。

熊野：本宮・新宮・那智
の三山。本宮の証誠殿が
特に崇拜された。

末法：お釈迦さまが亡
くなつて二千年が経過
し、煩惱等に汚染された
世界。五濁悪世。

起行修道未有一人得者」(安樂集・上)といひ、

仏道修行に励んだとしても、一人としてさとりを得るものはいないであろう」といわれ、

「唯有浄土一門可通入路」(同・上)と云々。

《ただ浄土の教えだけがさとりに至ることのできる道なのである》といわれる通りである。

これみな経・釈の明文、如来の金言なり。

この内容はみな、經典や祖師方の書かれたものに明らかであり、釈尊がお説きになった尊い教えである。

しかるにいま唯有浄土の真説について、

そして今、《ただ浄土の教えだけ》といわれるこの真実の教えを、かたじけなくかの三国の祖師、おのおのこの一宗を興行す。

ありがたいことにインド・中国・日本の祖師方がそれぞれに説き広められている。

このゆゑに愚禿すすむるところさらに私なし。

そうであるから、この愚禿が勧めるところに、自分のはからいはまったくまじらない。

しかるに一向専念の義は

その中で、ただひたすら阿弥陀仏に向かう《一向専念》の法義は、往生の肝腑、自宗の骨目なり。

往生の肝腑であり、浄土真宗の骨格である。

すなはち三経に隠頭ありといへども、

このことは、浄土三部経に隠頭があるとはいへ、文といひ義といひ、ともにもつてあきらかなるをや。

表に顕れた言葉からも奥に隠れた本意からも明らかである。

『大経』の三輩にも一向とすすめて、

『無量寿経』では三輩段にも《一心》と勧め、流通にはこれを弥勒に付属し、

流通分では念仏一行を弥勒菩薩に託し、『観経』の九品にもしばらく三心と説きて、

『観無量寿経』の九品段ではひとまず《三心》と説き、

これまた阿難に付属す、

また流通分でこれを阿難に託し、『小経』の一心つひに諸仏これを証誠す。

『阿弥陀経』では《一心》が真実であることを諸仏が証明しておられる。

これによりて論主(天親)一心と判じ、

こうしたことから、天親菩薩は本願の《三心》を《一心》と示し、

『安樂集』…中国の道綽禪師の著作。末法では念仏しか救われる道がないことを説く。

唯有浄土…ただ浄土門の教えだけがさとりにいたることができる。

愚禿…親鸞聖人。

隠頭…經典に説かれる表面的な言葉と、裏に隠された真意。

『大経』の三輩…『仏説無量寿経』の「三輩段」という箇所。

流通…『大経』「流通分」という箇所。

『観経』の九品…『観無量寿経』の九品段という箇所。

阿難…釈尊のお弟子。『小経』の一心…『仏説阿弥陀経』の「一心不乱」の箇所。

論主一心…『浄土論』の「世尊我一心」。

和尚(善導)一向と釈す。

善導大師はこれを《一向》と釈されている。
しかればすなはち、いづれの文によっても

したがって、どの言葉によったとしても、

一向専念の義を立すべからざるぞや。

《一向専念》の法義が成り立たないことはあり得ない。

証誠殿の本地すなはちいまの教主(阿弥陀仏)なり。

証誠殿しやうじやうでんにおられる熊野権現くまのごんげんの本地ほんじは浄土の教主、阿弥陀仏である。

かるがゆゑに、とてもかくても衆生に結縁の志ふかきによつて、

そのようなわけで、あらゆるものと何としてでも縁を結ぼうとする深いお心で、

和光の垂迹を留めたまふ。

権現としてこの世に姿を現されるのである。

垂迹を留むる本意、ただ結縁の群類をして願海に引入せんとなり。

その本意は、縁のあるものすべてを本願の教えに導くことの他にない。

しかあれば本地の誓願を信じて一向に念仏をこととせん輩、

そうであるから、阿弥陀仏の本願を信じて一向に念仏するものとしては、

公務にもしたがひ、領主にも駆仕して、

公務にしたがい領主に仕える中で、

その霊地をふみ、その社廟に詣せんこと、

熊野の地におもむき権現の社に参詣することは、

さらに自心の発起するところにあらず。

決して自ら願うて行うわけではない。

しかれば垂迹において内懐虚仮の身たりながら、

したがって、権現に向かつて、心の内に嘘偽りをいだいている身

でありながら、

あながちに賢善精進の威儀を標すべからず。

外見だけ賢者や善人らしく励む姿を示してはならず、

ただ本地の誓約にまかすべし、あなかしこ、あなかしこ。

ただ本地である阿弥陀仏の本願におまかせしなければならぬ。

謹んで申しあげる。

神威をかるしむるにあらず、

これは神の権威を軽んじることではなく、

ゆめゆめ冥眊をめぐらしたまふべからず」と云々。

神も決して怒りを向けられることはない」

これによつて平太郎熊野に参詣す。

聖人のこの仰せにしたがい、平太郎は熊野に参詣した。

和尚一向：善導『観経疏』の「一向専念弥陀仏名」。

証誠殿：熊野本宮の主殿。

和光：和光同塵のこと。本来のすがたを隠す。

内懐虚仮・賢善精進：善導大師『観経疏』に出る言葉。

冥眊：神が怒つてにらむ。

道の作法とりわき整ふる儀なし。

道中の作法を重んじて守ることは特にせず、ただ常没の凡情にしたがって、さらに不浄をも刷ふことなし。

ただ愚かな凡夫の心情のままに、ことさらに身心を清めることもなかった。

行住坐臥に本願を仰ぎ、造次顛沛に師教をまもるに、

いついかなるときも阿弥陀仏の本願を仰ぎ、聖人の教えに忠実にしたがっていたのである。

はたして無為に参着の夜、件の男夢に告げていはく、

そして無事に熊野に到着した日の夜、夢の中で、

証誠殿の扉を排きて、衣冠ただしき俗人仰せられていはく、

証誠殿の扉が開いて中から高貴な身なりの男が現れ、

「なんぢ、なんぞわれを忽緒して汚穢不浄にして参詣するや」と。

「そなたはどうしてわたしを軽んじ、身心を清めることなく参詣するのか」と告げられた。

そのときかの俗人に対座して、

そのとき、その男に向き合って座った

聖人忽爾としてまみえたまふ。その詞にのたまはく、

親鸞聖人がにわかに見れ、

「かれは善信（親鸞）が訓によりて念仏するものなり」と云々。

「このものはわたしの教えにしたがい念仏しているものである」と仰せになった。

ここに俗人笏をただしくして、ことに敬屈の礼を著しつつ、

それを聞いた男が姿勢をただし、深く敬意を込めて礼拝し、

かさねて述ぶるところなしとみるほどに、夢さめをはりぬ。

再び言葉を発する様子がなくなったところで、夢から覚めた。

およそ奇異のおもひをなすこと、いふべからず。

このときいだいた不思議な思いは、とても言葉にできるものではない。

下向ののち、貴坊にまゐりて、くはしくこの旨を申すに、

熊野から戻った後、平太郎は聖人の住坊を訪ね、このことを詳しく

申しあげると、

聖人「そのことなり」とのたまふ。

聖人は「そういうことである」と仰せになった。

これまた不思議のことなりかし。

これもまた実に不思議なことである。

【概略】

門弟の平太郎は、熊野権現に参詣した際、親鸞聖人の不思議な夢を見た。

道の作法…熊野詣の道
中で定められていた作
法。

造次顛沛…ちよつとした
間にも。

忽緒して…軽んじて。

笏をただしくして…威
儀をただしくして。

第六段 洛陽遷化

聖人（親鸞）弘長二歳「壬戌」仲冬下旬の候より、

親鸞聖人は、弘長二年の十一月下旬頃より、

いささか不例の氣まします。

少しばかり病氣にかかられたご様子であった。

それよりこのかた、口に世事をまじへず、

それからは世間の事を口にされず、

ただ仏恩のふかきことをのぶ。声に余言をあらはさず、

ただ阿弥陀仏のご恩の深いことを述べ、他のことを声に出すことなく、

もつぱら称名たゆることなし。

ひたすら念仏を称えて絶えることがなかった。

しかうしておなじき第八日「午時」

そして、その月の二十八日の正午頃

頭北面西右脇に臥したまひて、つひに念仏の息たえをはりぬ。

頭を北に、顔を西に向け、右脇を下にして横たわり、ついに念仏

の声の絶える時が来た。

ときに頽齡九旬にみちたまふ。

お年は九十歳に達していらつしやつた。

禪房は長安馮翊の辺「押小路の南、万里小路より東」なれば、

住坊は京の都、押小路の南、万里小路の東の辺りにあつたので、

はるかに河東の路を歴て、洛陽東山の西の麓、鳥部野の南の辺、

そこから遠く鴨川の東の道を経て、東山の西の麓、鳥部野の南辺りの

延仁寺に葬したてまつる。遺骨を拾ひて、おなじき山の麓、

延仁寺で葬送した。そして、遺骨を拾い、同じ東山の麓、

鳥部野の北の辺、大谷これををさめをはりぬ。

鳥部野の北辺りの大谷の地に納めたのである。

しかるに終焉にあふ門弟、勸化をうけし老若、

聖人の臨終に立ち会つた門弟や、親しく教えを受けた人々は、

おのおの在世のいにしへをおもひ、滅後のいまを悲しみて、

それぞれにご在世の頃を思い、世を去られた今の時を悲しみ、

恋慕涕泣せずといふことなし。

聖人を慕う思いから涙を流さないではいられなかった。

【概略】

弘長二年十一月二十八日、親鸞聖人は御往生されました。

※親鸞聖人ご往生の地である善法房の場所は諸説あり。本願寺派では角坊とするが、他にも現在の御池中学校や真宗大谷派光円寺が該当するという説もある。

弘長二歳…一二六二年
(数え方によつては一二六三年)。

頭北面西…お釈迦さまが示寂した時の姿。

禪房…聖人の弟、尋有の里坊の善法房。この記述を基に建てられたのが本願寺飛び地境内の角坊。

鳥部野…平安時代以来の葬所。厳密な範囲の定義はない。

延仁寺…現在は真宗大谷派の寺院。

第七段 廟堂創立

文永九年冬のころ、東山西の麓、鳥部野の北、

ぶんえい 文永九年の冬頃、東山の西の麓、鳥部野の北、

大谷の墳墓をあらためて、おなじき麓よりなほ西、

大谷の地に納めた遺骨を改葬し、そこからさらに西、

吉水の北の辺に遺骨を掘り渡して仏閣を立て、影像を安ず。

吉水の北辺りに納め直し、その地に仏堂を建て、親鸞聖人の影像を安置した。

このときに当つて、聖人（親鸞）相伝の宗義いよいよ興じ、

この頃には、聖人がお伝えになった浄土真宗の教えがいよいよ盛んとなり、

遺訓ますます盛りなること、

残されたお言葉がますます世に広まるその様子は、

すこぶる在世の昔に超えたり。

かつてご在世であった頃をはるかにしのいでいた。

すべて門葉国郡に充満し、末流処々に遍布して、

門徒たちは全国各地に満ちあふれ、その流れをくむ人々はあちこちに行き渡り、

幾千万といふことをしらず。

その数はもはや幾千万とも知れない。

その稟教をおもくしてかの報謝を抽んづる輩、

受け継いだ教えを大切にし、報謝の思いを強く持つものは、

緇素・老少、面々に歩みを運んで年々廟堂に詣す。

出家のものも在家のものも、老いも若きもみなそれぞれ、年ごと
に聖人の廟堂まで足を運んでいる。

およそ聖人在生のあひだ、奇特これおほしといへども

聖人のご在世の間には、数多くの不思議な尊い出来事があったが、

羅縷に遑あらず。しかしながらこれを略するところなり。

すべてを詳しく述べることはとてもできない。しかしその中で、略して記したところである。

【概略】

文永九年、親鸞聖人のお墓を改葬し、お堂を建てました。大谷廟堂です。

※現在、聖人の廟所は、大谷本廟（本願寺派）、大谷祖廟（大谷派）、仏光寺本廟（佛光寺派）など、数箇所存在する。

文永九年…一二七二年。

緇素…僧侶と俗人。

羅縷…詳述すること。